



は、非常な議論のあるところだろうと思ひます。その辺のところは、賢明な石川委員におかれまして十分一つ御考慮を願つて、私といたしましては、あくまでも今安全基準部会で検討しておるその趣旨を体し、また、今後世界の情勢、各国の動きなどを見まして、事実上即応した形のものを作つていきたい、かように考えております。

○石川委員 大へん元気のいい長官が、ばかに慎重な御答弁のように思ひます。これは東海村の方から言わせますと、御承知のように、将来の構想としては六つばかりできてきます。特に問題になるのは、材料実験炉なんかも東海村に持つてくるということにつきましては、持つてきてしまつてから、その現実の上に立ちまして安全基準を設けるというふうな、学問的に非常に妥協した安全基準ができる危険性が非常に多いと思ひます。厳密な安全基準はなかなか困難であつて、確立された定説がないということはわかつておりますけれども、しかしながら、ある程度のフーマー論文のような基準はあるわけですね。常識的にも、これ以上はひどいではないかと思はれるくらいは立地条件その他の基準というふうなものには少なくともできなければならぬ。特に御承知のように、東海村に対する集中度というものはきつめて激しいものがありまして、世界各国どこへいっても類を見ないほどの集中を見ておりますけれども、日本じゅうの原子力施設をあそこに集中しておいて、これが将来事故を起こして、あそこがべんべんに全部使い道にならなくなつたといふことになりまして、日本の原子力

の研究施設というものは毀滅して、原子力の開発は期待できなくなる危険もあるわけでありまして。従つて、原子力の過度集中を避けるという点からも必要なものでありまして、周辺環境の整備をはかる、原子炉の過度の集中を避けるという意味で、安全基準というものはすみやかに策定する必要があるというものである。これは常識だと思ひます。そういう前提条件がないと、何回も申し上げますように、この法案をそれ自体も、どこに立脚して立てるかという点になりまして、現実と妥協するほかにないということでは、この法案の趣旨は全然生かされないといふことを考えるを得ない。この安全基準をすみやかに設定するといふことだけは、ぜひ池田科学技術庁長官からはつきりした答弁を伺わねば、われわれとしては、この法案に対して安心ができません。信頼ができませんといわなければいけませんので、まず、第一の前提条件である安全基準というものはすみやかに策定するんだ、是が非でも作らなければならぬといふことで、関係諸機関その他に対してすみやかに指令をして、督促をするといふかまゝがなければ、われわれとしてはこの法案を無条件にのむことは不可能である、こう思ひます。あります。いつもの科学技術庁長官に戻つて、元気のいい答弁を聞かしてもらひたい。

○池田(正)國務大臣 もちろん、安全基準を作るといふ前提に立つて、基準部会は今検討しておる。従つて、石川委員の言われる御趣旨は十分わかつておるし、また、そうしなければならぬと考えております。

○石川委員 その点は、その程度にいたしますが、その次の問題点は、今のところは東海村しか例がないわけですが、いまが今申し上げましたように、原子力施設ができ、そのほかに、今度はコールドホール発電炉も設置される予定になっております。しかし、この周辺の住民が原子力の災害を受けたいといつても、ふだんの健康管理といふますか、線量調査の一定の基準がないと、どこから災害を受けたか認定ができませんといふことにもなる。また、日ごろから線量検査をやり、定期健康診断をやつて原子力災害から防護してやるといふ親切が必要だと考えますが、この法案では、別にマン・カウンターの設備をするとかなんとか予算措置もされておられませんし、そういう損害認定の基礎資料を作らなければならぬ法令措置が全然この中には盛り込まれていないわけですね。だから、実際事故が起つても、どこから事故か、個人々々に当てはめてみれば、これが放射能の災害であるかどうかという認定ができないのではなからぬ不安があるわけでごさいます。この損害認定の基礎資料となるべき日ごろの厳正な、あるいは定期的な線量調査を施すといふことについて、適当な措置をいいますか、科学技術庁長官は必ずこれをやらなければならぬ、ぜひやるようにするといふようにお考えになるのでなければ、この法案は生きてこない、こう考えざるを得ないので、この点に對しての科学技術庁長官の所見を伺ひたい。

○池田(正)國務大臣 お説の通り、これはぜひやるつもりであります。ただ、若干の予算措置——予算措置と申しまして、大した金じゃございませんが、といつても、ことしの予算には間に合わないから、それを前提としてこれは着手するつもりであります。

○石川委員 今、それから予算措置の話が出ましたけれども、大した金額じゃございせんが、ことしの予算ではこれは組んでないわけですね。この法案を出すといふことになれば、そういう措置も考慮した予算が当然組まれてしかるべきであつたといふことは、これまで常識でありました。予備費から出すなり何なりして、早急にぜひ実現させてもらわなければならぬと考えますので、この点、もう一度念のため伺ひます。と、あと一つは、これはこの前もちょっと解れたのでございましてけれども、東海村の周辺だけでは十分だ、こういうことも考えざるを得ない。やはり一応全国的なモニタリングを作りまして、東海村とその他の村を比較検討するといふ基礎資料がなければならぬと考えるのでございましてけれども、この点について、不十分である、やはり全国的なモニタリングを設置する予算措置が必要ではなからうか、こう思ひますのでございまして、この点について、念のためもう一度長官に伺ひたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 予備費から出せるかどうか、これは十分検討の余地がございまして、とにかく、これをやらなければならぬことは当然でありまして、従つて、あくまでも御趣旨に沿うように行動したい、かように考えます。

○石川委員 それから、損害が出た場合に、これを検定して、その認定をしまして、それから一つの結論を出す、これは原子力の災害であるといふことを決定する機関、認定をする機関、そういうものが、原子力の事業者——原研も含みますけれども、原子力の事業者ではなからぬ、第三者機関としてどうしてもそういうものを設ける必要がある。事業者は、そういうものは大へん失礼かも知れませんが、何とか隠したいという気持ちが働くのは人情であります。従つてこれ以上の放射線が出れば損害が出るんだといふことを認定し、そして損害の基準というものをあらかじめきちんときめておく、二つの機能は全然別個なものであります。損害の基準をきめ、これを認定する、緊急避難なら緊急避難をさせる、これは二つの機能になると思ひますけれども、そういう機関を設けないと、実際の運用上もこの法案を生かすことはできません、こう考えざるを得ない。そこで、損害の基準というものを早急に策定するんだ、あるいはまた、損害を認定する第三者機関を設けるんだといふ、この二つの点について、長官の御意見を伺ひたい。

○池田(正)國務大臣 事業者が隠蔽したがるというお説でございましてけれども、実際問題としては、さようなこととは、それぞれ組合もあることでございまして、昔の封建時代みたいにも勝手にそういうことはやりたくてもできないだらうと私は思ひます。また、やらしてはいけないのであります。当然その点も留意していかなければならぬ。それから、この法案が出ましたならば、御承知のように、直ちに賠償部会を設けて、そこで具体的な基準

を設定すべく着手するという段取りになつております。その点は御心配をおかけしないでいけるのじゃないか、かように考えます。

○石川委員 今の御答弁、はつきりいたしませんでしたが、原子力の損害評価に關する具体的な基準は、一体どういう機関に、いつごろまでにきめさせるというように、なを具体的ににお考えになつてゐるかという点を、まず、第一点として伺いたい。それから、この損害の認定をして、たとえば、緊急避難をさせる、あるいは、これ以上は原子力の損害であるというように、なをきめて適当な指示をする機関は二つになるわけでございしますが、この二つの機関がなければ、この法案を実際に運用することは不可能だ、こう考えざるを得ないのでございしますけれども、これはどういふふうにお考えになつておるか、一つ具体的に御答弁を願ひたい。

○池田(正)國務大臣 これは、法律ができましたら直ちに賠償部会を作りまして、常時これによつて基準を作つたり、さういふ問題を扱つていくわけですから、いよいよ事が起こりましたならば、直ちに紛争審査会を作つて、それには各方面の方々に参加していただいて、そこでこれを審査の上に決定する、こういうふうな措置をとるつもりでございします。

○石川委員 賠償部会の方の話は一応わかりました。実は、居住者に対する線量調査のときに伺いたと思つたのですが、この線量調査をやりました、第三者機関がこれを認定して、これは事故である、あるいは場合によつては回避しなければならぬと指令する、

このことは事業者自身じゃ不適当だと思ふのです。事業者が事故を隠すことではないだろうというふうな常識的には考えられますけれども、ちよつとしたトラブルが東海村の原研にもあつたわけでありまして、組合と事業者側で事故に対する取り扱いについて紛争があつた事実もあります。やはり事業者側は、その程度は大したことはないのだ、組合の方としては、いや、これは事故なんだというふうなことで、ちよつとした事故であつたようございしますけれども、それが大きく発展をした場合には、やはり同じようなことが出ないという保証はないわけでありまして、従つて、どうしても第三者としてこれを認定する機関を設けなければならぬとせんが、その場合に、県庁あたりに委託してやらせるという必要がありまして、あるいは、県庁がやるにいたしまして、あるいは、市町村がこれに当たるにいたしまして、やはり国家の方から委託を受けてやるということになると、

従つて、それに關する予算措置が当然生じてくる、そこまで考えなければ、この認定機関は生きてこない、こう考えますので、その点の予算措置も含めて、具体的に認定機関はどうされるつもりか。

それから、今の評価に關する問題も、紛争審査会にまかせるといふような簡単な答弁でございしますけれども、これも非常にむずかしい問題で、相当な決意を持つて当たらないと困難な問題だと思ひます。それはあと回しにいたしまして、今の認定機関だけ具体的にどうするかという点を、一応御答弁願ひたいと思ひます。

○紅政府委員 行政措置のむずかしい問題でございしますから、私からお答えいたします。実は、石川委員も地元の議員として真剣に御心配なさつておられますが、われわれも、その問題は常時研究いたしております。まず、事業者の方でモニタリング・ステーションを設けて、常時監視するといふような指導をいたしております。それは御承知の通りだろふと思ひます。それだけでは足りませんので、地方公共団体、すなわち、県におきましてモニタリング・ステーションを設けたいという意向がございします。と同時に、意向だけではございしませんで、われわれも、ぜひ県の方に、そのようにしていただきたいという氣持で、今までも県当局といふ折衝を重ねておりますが、県当局といふし、モニタリング・ステーションを設けるにつぎましてはやはり予算措置が必要でございまして、それにつぎましての補助金の申請をいたしたいという希望がございします。それは来年度予算において十分に考慮していききたい、そして、国と県とが、その補助金という線を通じまして一体となつていきたいというふうな考え方でございします。

○石川委員 いろいろ質問したいことはたくさんあるのですが、要点だけにとどめまして、今の認定機関の問題につきましては、予算措置がないと、県でやるといつてもできないといふことになる。これは、当然国家が直接やるべき性質のものを、委託するといふことになつて参ります。その点につきましては、ぜひ長官も十分御考慮を願ひたい、こゝ強くお願いを申し上げておきます。

それから、その次の点でございします。が、原子力の損害賠償の紛争審査会に關する政令で、原子力損害の状況、それから、損害の評価に關する重要事項を調査するために、必要あるときはいつでも審査会に特別委員を置くことができるというようにしていただければならないし、また、そうするのが好都合ではないか、こう考えるのです。

この法案では、そういうことは明記されておられませんけれども、政令において、その評価に關する重要事項を――先ほどの質問とちよつと関連いたしますけれども、この点を一つ明確にする必要があるのではなからうか、こう考えますので、審査会に特別委員を置くことができ、そこでその重要事項を調査するといふように、政令を出す場合に、一つ明記してもらいたいといふことを強く要望したいと思ひますが、この点についての長官の御意見を伺ひたい。

○池田(正)國務大臣 御趣旨のようには、これは当然政令の中で特別委員会を設けるつもりでございします。

○石川委員 その次には、従業員の第二者損害賠償の問題であります。従業員の業務上受けた災害に對しましては、現在のところ、従業員と理事者の側でもつていろいろな交渉を進めておつて、かなりそれが進んでおるといふふうな報告もこの前参考人から伺つたわけでございます。しかしながら、労働法の適用はないわけですね。労働者災害補償保険法の適用が全然ないといふことは非常に不安定だ、こう考えるのは当然のことでございます。何といつても、一番危険にさらされておるのは従業員がまず第一でございますので、

従つて、この従業員の保護ということでは、まず第一に取り上げるべきであるけれども、この法案では、齋藤先生の方からも前に質問がありましたけれども、除外されておるといふことは、どうも非常に不安感を与へざるを得ない。従つて、特殊災害として特別な考慮を払いながら、労災保険を適用するといふ条項を別個に設ける必要があるのではないかと、このことで厚生省と折衝されまして、第二者の従業員に對して労災保険の適用の実現をはかるように、ぜひ一つ御考慮願ひたい、こゝう思ひますので、この点について科学技術庁長官の所見を伺ひたいと存じます。

○池田(正)國務大臣 これは、申すまでもなく、この法律自体が、あらゆる場合を考慮して、損害賠償を国がなすべきであるといふ考えが基本でございしますので、今御指摘になりました第二者の場合に不十分だといふことにつきましては、これは当然労働省と折衝して措置するといふ考えでございします。

○石川委員 今は第二者の損害賠償のことについて御質問申し上げたのですが、実は申しますと、この法案それ自体は、第三者の損害賠償に關する法律でございします。ところで、第二者の従業員には、今申し上げたような点で、当然十分な保護をはかつてやらなければなりません。しかしながら、第二者の従業員は、職業上、当然さういふことを前提として原研あるいは原子力事業に従事しておるわけでございます。第三者の場合は、全く自分たちの予期しない無関係なところ、たとえば、東海村のように、原研あるいはコールドホールがぐるといふようなことで、

第三者の場合は、全く自分たちの予期しない無関係なところ、たとえば、東海村のように、原研あるいはコールドホールがぐるといふようなことで、

第三者に対する損害は、第二者と比べてみて場合に、第二者よりも手厚く保護しなければならぬというのが、この法の建前であらう。従って、第三者である周辺地域——周辺地域というのは第三者かと思ひましたら、話がそれますけれども、実は、特殊グループというこゝでもって、第三者ではないのだ。そこでございまして、東海村付近の住民は第三者ではなくて、東京あたりの人間が第三者だそうですが、一般的にいわれております。第三者という言葉を使つて申上げますと、この付近の住民を含めての第三者に対する損害に対しては、この第二者以上に考慮しなければならぬ、こう考へるわけなんです。逆にいいますと、第二者の損害賠償につきては、労働組合と理事者の方でいろいろ折衝を進めて、かなりいい点まで進みそうだと、いろいろな御報告をこの前の委員会でもって参考人から伺つたわけでございますけれども、この第三者の損害賠償に対する労災保険その他を含めていろいろ具体的なものがある場合、あるいは確立をされる場合に、この第三者の評価基準というものがきまつた場合、この第三者の分よりも下回らなければならぬ、それ以上第二者の方を保護することはおかしいということで、逆に第二者の損害賠償が足を引つぱられて低い水準に落ちてしまふのじゃないか、こういう不安がないでもない。逆にいいますと、第三者の損害賠償は第二者より当然上回らなければならぬという倫理的な性格を持つておる。しかしながら、それに対する損害賠償の基準が確立した場合は、第三者の方が低くきまる

と、第二者の方がそれを下回るといふ点で低く押えられてしまふというやうな危険があるわけなんです。この関係は、非常に複雑な関係にある問題であります。この場合、第二者の損害は、もちろん一番危険度の高いものであるから当然賠償をするのだということと同時に、周辺地域を含めての第三者に対しては、それを上回る十分な補償を与へるのだというところがどうしても前提条件として考へておかなければならぬ、こう思ふわけでございますが、その点についての科学技術庁長官の御意見を承りたいと思ひます。

○池田(正)国務大臣 今、石川委員のお言葉の中に、付近住民を第二者として扱ふという、そういうことじやなかったのですか、そういうふうに聞かされたのですか、それは、あらゆる場合に、第二者も第三者も本来は区別しない、あくまでも手厚い保護を加へる、あるいは賠償の責めを負うという、これが主眼でなければならぬと思ひます。そういう意味で、私先ほど申し上げましたように、第二者の場合でも、労働者との折衝において、もし不満な点あるいは不完全な点がございましたらば、これはやらなければならぬ、こういうことを申し上げたのでございまして、今御心配なさつておられる点は、これはあつてはいけません、あるいは、もしあるとして、あらゆる観点から除去すべきもの、かように考へておられます。

○石川委員 私の質問の仕方が回りくどかつたのでわかりにくかつたと思ひますが、学会の方のあれを見ますと、従業員は第二者、第三者というものは、付近地住民は第三者ではなく、特殊グループという名前になつておる。第二者ではございせんが、第三者でもない、特殊グループというところで、特に第三者と区別した学問的な区分けといひますが、そういうことになつておりますので、そういう意味で申し上げたのです。しかし、この法案では、一般的にいって、第三者というものは付近地住民も含めておられますので、その点、少し混乱があるわけですが、その付近地住民を含めた第三者というものは、第二者よりは当然賠償の面でも優遇すべき性格を持つものであるという考へ方でもやつてもらいたい、これが第一点。

それから、第二者の損害賠償については、今具体的な交渉を進めておるけれども、第三者の方が低く損害の基準がきまつたからといって、それを下回るといふことはまずい。また、逆に、第二者よりも第三者が下回る、あるいは第二者の方が、第三者が低いからというので、これに縛られて、低く低くきめられることのないように、双方バランスを考へながら、とにかく完全な補償をするという点で十分な配慮をしたらいい、こういうことを申し上げたことは十分考慮するということでありまして、その点については質問は打ち切ります。

それと関連いたしまして、放射線障害を受ける原子力事業の従業員、これと同じようなものとしてエックス線の対象が出てくる。これはこの法案の直接の対象になつておられますが、これは前々から、この関係の従業員の方からはしきりと要望があるわけなんです。それが置き忘れられた存在になつておつて、今のレントゲン関係の従業員は、半分は要注意患者といふことになつて、レントゲン障害による患者が相当多いのですが、労災保険による適当な保護が規定されてない。従つて、ここで原子力関係の従業員のことを考へれば、当然レントゲン関係の従業員のこととも考へなければならぬ。これはこの法案の直接の対象にはなりません、当然関連して出てくる問題になるというところが予想されますので、この点についても、やはり国務大臣としての立場で科学技術庁長官は勧告権をお持ちでございますから、有力な勧告権を發動されまして、一つ厚生大臣に対してこの点についても十分な配慮を同時にするよう、もちろん、原子力委員会あるいは科学技術庁としても考へなければならぬこととありますけれども、厚生省とも連絡をとりながら、同時に解決するよう配慮をしていただきたいという、科学技術庁長官に国務大臣として一つお願い申し上げます。

○池田(正)国務大臣 レントゲン障害というものは前からありますけれども、原子力ほど強くかつたものでありますから、放置されたような傾向にありまして、これは御承知の通りであります。従つて、これも、十分に科学が進むに従つてそれらの障害の程度もますます明確になつてきますから、われわれとしても、そういうものを研究すると同時に、当然この措置を講じたい、かように存じます。

○齋藤(憲)委員 ちょっと関連して。今のレントゲン障害ですが、この原子力問題が国会の特別委員会でも扱われるようになった最初、このレントゲン障害に対しての取り扱いはどこで行な

うべきか、原子力局でやるべきか、あるいは厚生省でやるべきかという問題が起きて、その当時、厚生省からも係官にこの委員会に来てもらつて、いろいろ議論をしたのですが、どうしても厚生省所管にしたいといふことと、私の記憶からいいますと、原子力局で取り扱われないことになつたように思ふのです。しかし、本質的な点から言つて、エックス光線もガンマ線でもありますから、強弱はあつても、当然放射線障害としては同等の災害が起るものと考へなければならぬ、それに対しては、厚生省は万全の措置を講ずるため法律も改正するといふことをあのとき約束したと私は記憶しておるのです。と同時に、造船所などで工業用に使うエックス線です。これは大きなボルトでもつて使つたのですが、これに對しても、その当時は取り締まりや災害補償が何ら考慮されてないといふ事実があつて、これもさつそくに法律その他において適当な措置を講ずべきであるといふことになつておつたと思ふのですが、その後一体どうなつたか。もし、原子力局でわからなければ、適当な機会に、一つ適当な人々を呼んで来て御答弁をお願いしたいと思ひます。

○井上説明員 工業で使つております放射線の障害につきましては、これは労働省所管になつておりました。労働省の電離放射線障害防止規則というもので今取り締まりをやつております。それから、最初におつたやいふ医療関係のことにつきましては、厚生省で医療法に基づきまして取り締まっております。両省の法体系でこれを処置しております。



必要がございまして、モニタリング・システムを十分確立したいというお答えを申し上げたわけでございます。そのモニタリング・システム外において、たとえば、一種の風評による一部の被害、たとえば風評に驚いて退避したことで損害を受けたというふうなことにございまして、どうもいかんともしがたいたいというふうにございまして。ただ、その監視機構が確立されて参りますと、その監視機構において、たとえば退避というふうなことが言われた、あるいは命令されたというふうなことにございまして、その因果関係というものはつきりいたしたとおりには、当然この損害賠償の対象になり得るというふうに御理解願いたいわけでございます。

○石川委員 今申し上げましたように、この東海の現地では、そのようない、目に見えない、法案の対象とならないような点での損害があるということとを非常に心配していることは、これは、けだしやむを得ないと思つて、この法案では救えない面がたくさん出て参ります。従つて、ここでそれに対してどう対処するかというふうな対策は生まれてきませんけれども、実際そういう問題が出た場合には善処するというかまえたはぜひ必要ではなからうか、こう思いますので、この法案の直接の対象ではありませんけれども、これについて十分の一つ考えておいてもらいたいということ、一応念のために申し上げておきたいと思ひます。

それから、この法案で一番問題になつておられますのは、五十億円というふうに限定をされて、それをこえた場合には、必要と認めた場合国が適当な援助をするというふうな表現になつておるわけであります。ところで、五十億円をこえた場合には、一体どういうふうに補償してもらへるのか、どういうふうに援助してもらへるのか、というふうな点については、再三この委員会でもつて質疑応答が繰り返されておりますので、今さら申し上げる必要もないかと思ひますけれども、この五十億円をこえた場合に援助するということが出て参つておられます。統一した意見というものはなかなか見つかることは困難であります。と申しますのは、私などは地元でありますから、五十億円をこえた場合でも国が補償するのだというところを一つ確約してもらわなければ非常に不安だ、こういう考え方が出てくるのはけだし当然だと思ひます。でありますけれども、一方、見方を変えますと、いやくも原子力事業といふものは――原子力事業といふもの、これは原研とかその他のものを含めての表現になつておるわけでございますが、端的にいいまして、コールド・ホールのような原発でやつております事業、これは国家の機関、公営あるいは国営でやつておる事業ではございせん。私営企業で、この成り立ちがいたしたとすると、りっぱにコマ・シヤル・ベースに合うのだ、採算が合うのだという前提で私営企業にしたといふいきさつを持つておるものであります。この成り立ちにつきましては、われわれとしては、過去を振り返つてみれば、非常に問題が多かつた、これはや

はり公営とか国営にすべきであつた、こう考えるのですが、今さらそのことを言つても始まりません。といつて、結果的には、私営企業というふうな性格を持った一つの事業になつておるわけでありまして、そうなりますと、私営企業に対して、五十億円をこえた場合に、非常な例外規定を設けたことになつておかしじやないかという議論も、別な立場から出て参ります。そうなりますと、補償という言葉ではなくて、やはり援助という言葉がいいのではないかと、私営企業に対して補償という言葉をを使うのは不適當であるといふ見方もあるわけでありまして、これは、別にそういう見方が正しいという意味で申し上げておるわけではありませ

ん。従つて、われわれとしては、第三者は、何回も申し上げますように、第三者に対しては、これはいわば人災であります。天災かもしれないと、とにかく、その付近の住民とすれば、思ひがけない災害を受けるということでありまして、五十億円をこえた場合でも十分な保護をするのだといふことを、まず第一前提として確認をしてもらひたい、これが第一点であります。それから、五十億円をこえた場合に事業者の方は無関係だといふことでは、これは相ならぬ。やはり、これは事業者の方も、自分の事業からこつて災害を第三者に考えたのだという見地に立つて、積極的に保護をするという考え方になつてもならなければならぬし、また、そうせしめるように国家の方では指導しなければならぬ。指導のあり方としては、あるいは利益金が出れば利益金を積み立てるとか、あるいは

は相当程度の配当が出るということになれば、この配当の中から保留をさせるとか、いろいろな考え方がありますけれども、それに対しては、国家の行政指導として、現実の問題としてはなかなか企業採算に合いませんから、そういう問題は出てくる可能性は少ないと思ひますけれども、しかし、考え方をいたしましては、こつていふに利益を保留しておいて、第三者災害が五十億円をこえた場合に備へさせるというより、行政指導を當然なすべきではないか、こう考えるわけでございます。さらに、この災害に対する積立金といふ点で、その点について、一つ科学技術庁長官の御所見を伺ひたい。

○池田(正)國務大臣 最後の免稅措置の点でございまして、これは、今急に私のところで簡単に申し上げられないこととございまして、これは十分考慮をしてみたい、かように考えます。

それから、五十億円をこえた場合の措置ですが、たとえば、五十一億とか、二億ぐらいたつたら政府が融資するとかいふようなこともありましようが、大きな額になりますと、その簡単にいかない場合もございまして、御承知のように、それ以上の場合にはすべて国会の御承認を得る、一応の案を作りまして、国会の御承認を得るといふ建前になつておるのでございます。ただ、基本的には、今申されたように、事業者もつづきに、今申されたように、被害者には十分の手厚い賠償といふ点で、保護といふ点で、あらゆる場合にそ

れをやるというのが建前でありますから、その趣旨に従つて処理する、こういふ考えでございまして。

○石川委員 この問題は、おそろく明日の委員会でもまた取り上げられることになると思ひますので、あまり多くを申し上げませんけれども、やはり事業者に対して、現実の問題としては、自分の間でも利益は出る見込みはありますから、利益を積み立ててどうしようしろといつても、その必要はないのじゃないか、こう思ふわけでございます。しかし、考え方とすれば、やはり相当の利益金が出ればこれを保留させる、積み立てさせる、あるいはまた、それについては適当な免稅措置を考へるといふようなことをしながら、第三者の補償に対して万全の措置を講ずることが必要だと思ひます。その点について、今の御答弁ではまだ不十分でございまして、あしたまたこの委員会が開かれるのでございまして、その場でさらにこの点については質問することにならうかと思ひますので、この程度で一応打ち切りたいと思ひます。あとは、あしたおそろく内閣官房長官か、あるいは総理府事務局長か知りませんが、来たときにあらためていろいろ質問をすることにいたします。しかし、ここでは、一応科学技術庁長官の所信をあらためて確認するまでもないと思ひますけれども、念のため何つておきたいと思ひますのは、第一に、国際条約で、たとえば原子力船の国際的な保険といふものについて、国際会議を行ないました場合に、一億ドルといふような値段が出ておるようでありまして、日本の金にして三百六十億程度まで保険の対象にするといふ

よりな考え方であり得ます。国際的な常識がそういうことになれば、日本のこの法案は、現在、五十億が再保険の国際市場の日本に対する最高限であるということ、アップ・リミットを五十億に押えておるわけでございませうけれども、国際的な常識としてこれが引き上げられるということになれば、当然この五十億という金額を上げなければならぬ。先般の参考人としての我妻さんの御意見では、国際間でそういうふうな協定ができれば、当然この法律は変更される、こういうことを言っておるわけでございますから、別に問題はないと思うのでありますけれども、科学技術庁長官の立場として、変更するかしないかということに対する御答弁を伺いたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 ただいまの問題は、この間我妻参考人からの御意見もありましたが、大体ああいう考え方で当然いくべきだと思つております。

○石川委員 それから、これは大きな問題で、科学技術庁だけの問題ではないでございませう。これは明日また大平官房長官がまたお見えになりますから、そこであらためて質問をし、確認を取りつきたいと思ひますが、これは何回も申し上げておりますが、別に繰り返しませんけれども、原研あるいはコールドホールの設置予定地の上空は危険区域になつておるわけであります。これは先ほど、政務次官との個人的な話で、先方のどういふ方から話が出たのかわかりませんが、目標物を海上の方に突き出せばいいんじゃないかという話があったようにも聞いておりますけれども、実は、そんなことで

解決できる問題ではありません。危険なのは、陸上からくる爆撃訓練が危険なのではなく、海の方から超低空でやつてきて、いきなり上昇して、そして曲芸のような爆撃をする、これに誤投下が非常に多いというふうな関係もあつて、実は、この前中曾根長官が非常に苦勞されて、陸上から海上の方に目標物を多少移動をいたしましたけれども、それで誤投下がなくなつたというわけではございません。やはり今後どういふふうにいたしませんか、あの場所に射撃場があるということでは、原研その他の安全性を確保することにはならないわけでありませう。従つて、原子力産業あるいは原子力の研究開発を促進するためには、危険な射撃場が付近地にあるということでは、どう考へても危険きわまりないし、また、原子力産業の健全な発達を促進するゆゑんでないことは繰り返して申し上げるまでもない。従つて、この点については、あしたまた責任ある方に確固たる答弁を伺うことにして、ここではさう多くは申し上げませんけれども、もう一度科学技術庁長官の立場で、射撃場はどうしても返還させなければならぬ性格のものである、従つて、そのことについては努力をしたいという意味での決意を披瀝してもらいたい、こう考へるわけでございませう。

○池田(正)國務大臣 これは、何しろ相手のあることでもあり、その相手がなかなか厄介な相手でございます。で、私も実は慎重に研究をし、また、考へておりますが、これが一体どの程度まで米軍にとつて重要性があるのかというふうなことも、実は、私はさうりとなものですからわからぬので、大

ていことなら、お前やめちまえといつて出てみたいのでありますけれども、まだそこまでの研究も実はできていないのです。しかし、日本自体の立場からすれば、これはやめてもらわなければならぬということは当然でございませう、そういう意味で私はこれか

案は実際に発動できない性格のものである、そういう強い附帯決議であるといふことを一つ十分にお考へになつていただきたいと思ひます。これはまだ結論が出ておるわけではございませうけれども、大体の見通しとしては、附帯決議といふことになる公算が大のきようであります。大体において、私がきよう申し上げたようなことが付帯決議の内容として盛り込まれることにならうかと考へます。私の質問した趣旨というものは、これは決して社会党だけの質問ではないと思ひます。これはおそろく、この委員会の全員一致の強い要望でもあるといふことをお考へになつていただきたいと思います。もしこの附帯決議が出た場合には、あしたまたあらためて申し上げることにあらうかと思ひますけれども、単なる附帯決議ではない、これがなければ、この法案は発動できないものであるといふことを十分お考へになつていただきたい、今後善処していただきたいといふことを強く要望いたします、きょうの質問はこの程度にとどめたいと思ひます。

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○石川委員 これは何回も繰り返すようになりまして、簡単に申し上げませうけれども、大体コールドホールを持つてくるとき、あるいは原研を持つてくるとき、射撃場は返還になるんだという前提で持つてきたといふことは否定できないのです。ああいう危険なものを置きながら原研ができ、コールドホールを持つてきてしまふんだというふうなことは、われわれの付近におる者としてはだれも考へておらなかつた。当然これはなくなるものだから、前提でやつておつたものが、いつまでもたつてなくならない、返還をされない。この返還について非常に甘い見方をして、朝霞キャンプのようなことになつてしまつたわけでございませうけれども、しかし、将来のことを見通しますと、どう考へても――日本国民は割合に従順で黙つて見ておりますが、ほかの国でこんなことがあつたら、とても国民の世論が承知しないだらうと思ふ。よく日本人は黙つてこれを見

ておると思つて私も感心しておるわけなんです、これは基地返還とかなんとかいふ立場ではなくて、あふなくてしよがない。これは原子力損害賠償法案で第三者の補償をするなんといふあるいは誤投下があつたといふことで

災害が起りますと、この損害については、一体アメリカが払つてくれるのかどうかといふようなことはまだ確約を取りつてないわけなんです。また、その危険が現在のところ非常に大きいといふふうには考へるわけで、あの射撃場の返還については、科学技術庁長官は原子力産業の健全な発展をはかる責任を持つておる立場でございませうので、射撃場をどうしても返還させるための積極的な措置を講ずるに、ぜひお願いしたいと思ひますが、これは、またあしたあらためて責任ある方に質問をして確約を得たいと思へておりますので、何回も繰り返されておることではございませうから、この点については省略いたします。

この法案は、九カ月後に実施されるわけでございますけれども、今申し上げましたように、前提条件がほとんど具備されないままに実施されると、実際効力を発生するかどうか、われわれとしては非常な不安を感じないわけにいかぬといふことは、何回も申し上げておる通りであります。従つて、われわれといひますか、社会党といひますし、これは、この法案に賛成だといふ意見にはなかなかならなかつた、非常に反対意見が強かつたわけでありませう。従つて、少なくとも修正案をもつてこの法案の完遂を期さなければならぬという意見が圧倒的に強いわけでありませうけれども、いろいろな事情で、あるいは修正案といふことではなしに、附帯決議という形になるかもしれないと思つております。しかし、この附帯決議は、単に出しっぱなしでいいということではなくて、この附帯決議の趣旨が満たされない限りにおいては、この法

案は実際に発動できない性格のものである、そういう強い附帯決議であるといふことを一つ十分にお考へになつていただきたいと思ひます。これはまだ結論が出ておるわけではございませうけれども、大体の見通しとしては、附帯決議といふことになる公算が大のきようであります。大体において、私がきよう申し上げたようなことが付帯決議の内容として盛り込まれることにならうかと考へます。私の質問した趣旨というものは、これは決して社会党だけの質問ではないと思ひます。これはおそろく、この委員会の全員一致の強い要望でもあるといふことをお考へになつていただきたいと思います。もしこの附帯決議が出た場合には、あしたまたあらためて申し上げることにあらうかと思ひますけれども、単なる附帯決議ではない、これがなければ、この法案は発動できないものであるといふことを十分お考へになつていただきたい、今後善処していただきたいといふことを強く要望いたします、きょうの質問はこの程度にとどめたいと思ひます。

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○山口委員長 他に御質疑はありませうか。――なければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明十七日午後一時に理事会、一時半に委員会を開会いたすこととし、本日は、これにて散会いたします。

昭和三十六年五月二十日印刷

昭和三十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局